

春日井市愛知環状鉄道設備改修費補助金交付要綱

(通則)

第1条 市は、愛知環状鉄道線の輸送の安全を確保し、今後発生が予想されている大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を図るため、国並びに愛知県、岡崎市、瀬戸市及び豊田市と協調して、愛知環状鉄道株式会社（以下「会社」という。）が行う鉄道施設の耐震対策事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を会社に交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成25年3月30日号外国土交通省令第16号）において、補強工事の実施対象である橋りよのうち、鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（令和7年3月31日国鉄都第172号、国鉄事第539号、国鉄施第256号）第20条第2項に基づき、地方自治体が指定する緊急輸送道路と交差又は並走する箇所について、緊急輸送道路の機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強を行う事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象事業に直接要した本工事費及び附帯工事費（移転補償費を含まない。）とする。

2 補助対象事業であっても、鉄道施設総合安全対策事業費補助において、国が補助対象事業として採択しない事業は、交付の対象としないものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、令和8年度から令和10年度までの各年度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額に100分の7.8を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第6条 会社は、補助金の交付を受けようとするときは、春日井市愛知環状鉄道設備改修費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請には、国土交通大臣に提出した補助金交付申請書類の写し及び国の補助金交付決定通知の写し、その他国の要綱に基づき提出した書類等の写しを添付しなければならない。

3 会社は、第1項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定（様式第2号）を行い、会社に通知するものとする。この場合、市長は、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 申請の取下げ期日は、前条の通知を受領した日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等の申請）

第9条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、春日井市愛知環状鉄道設備改修費補助金交付決定変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合。ただし、軽微な場合を除く。
- (2) 補助対象経費の配分額を変更しようとする場合。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項の規定による申請には、国の要綱に基づき国土交通大臣に提出した交付決定変更申請書類の写し及び国の交付決定変更通知書の写しを添付しなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第10条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、これを審査の上、春日井市愛知環状鉄道設備改修費補助金交付決定変更通知書（第4号様式）を会社に通知するものとする。この場合、市長は、必要な条件を付することができる。

（状況報告）

第11条 会社は、市長の要求があった場合には、速やかに春日井市愛知環状鉄道設備改修費補助金事業状況報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 会社は、予定期間内に当該補助対象事業が完了しない見込みであるときは、前項の状況報告書にその理由を付して、速やかに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第 12 条 会社は、補助対象事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで春日井市愛知環状鉄道設備改修費補助金実績報告書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の 4 月 30 日までに年度終了実績報告書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、春日井市愛知環状鉄道設備改修費補助金確定通知書（第 8 号様式）により会社に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 会社は、前条の規定による通知を受けた補助金の支払いを受けようとするときは、春日井市愛知環状鉄道設備改修費補助金支払請求書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第 15 条 会社は、補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 16 条 会社は、補助対象事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 会社は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 17 条 会社は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 18 条 会社は、次に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- (1) 取得財産等の得喪に関する書類
- (2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、会社が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号（以下「国土交通省告示」という。）」に定める期間とする。

（取得財産等の管理等）

第 19 条 会社は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第 20 条 会社は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が 500,000 円以上のもの。）については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して国土交通大臣が定める期間（国土交通省告示）に準ずるものと認められる期間を経過した場合はこの限りではない。

2 会社が前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（公共工事の品質確保の促進）

第 21 条 会社は、補助対象事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。